

東松島市重点対策加速化事業補助金

■太陽光発電設備・蓄電池等の導入補助

① 太陽光発電設備

市 民：7万円/kW（出力10kW上限）
事業者：5万円/kW（出力50kW上限）

② 蓄電池

市 民：蓄電池の価格（円/kWh）の1/3
（出力10kWh上限）
事業者：蓄電池の価格（円/kWh）の1/3
（出力50kWh上限）

③ EMS（エネルギーマネジメント）

市 民：2/3（上限額20万円）
事業者：2/3（上限額133.3万円）

④ ソーラーカーポート

市 民：1/3
事業者：1/3



※太陽光発電設備・ソーラーカーポート等の導入補助を利用し、余剰電力の売電を行う場合、事前に担当にご相談ください。実績報告時に関係書類がそろわない場合は補助金交付が受けられませんので、申請に際し、業者等と十分に工期を確認してください。

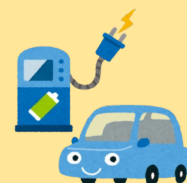
■EV・PHEV・EVコンセント・V2Hの導入補助

⑤ EV（電気自動車） PHEV（プラグインハイブリッド自動車）

市 民：蓄電容量×1/2×4万円/kWh
（上限額 経産省CEV補助金の銘柄ごとの交付額）

⑥ EVコンセント（充電設備） V2H（充放電設備）

市 民：1/2
（上限額 充放電設備75万円、充電設備35万円）



■高効率空調設備・高効率給湯器の導入補助

⑦ 高効率空調設備（エアコン）

市 民：1/2（上限額5万円）
（1世帯あたり各1台）

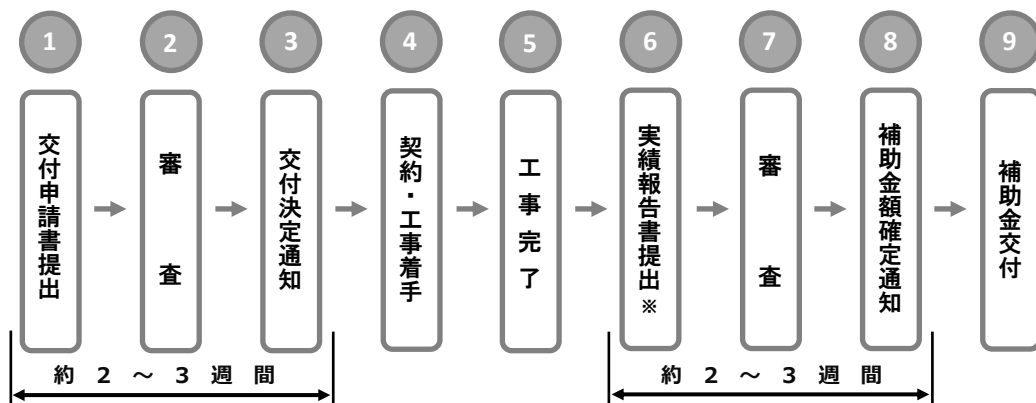


⑧ 高効率給湯器

市 民：1/2（1世帯あたり各1台）
エコキュート・エコワン（上限額25万円）
エネファーム（上限40万円）



補助金交付までのながれ



下の二次元コードを読み込んで住所を入力するだけで、自宅の屋根でどのくらい発電できるかシミュレーションしてくれるジョ！



「だっくん」
脱炭素推進キャラクター

参考

太陽光発電 シミュレーション
サンプル
（東京電力ホールディングス）

	補助対象設備	要件等
①	太陽光発電設備 (自家消費型)	・ FIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。 ・ 30%以上を自家消費すること。事業者は、自家消費する電力を含めて50%以上を県内の需要家が消費すること。
②	蓄電池	・ 家庭用4,800Ah・セル未満：15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下であること。 ・ 業務用4,800Ah・セル以上：19.0万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下であること。 ・ 家庭用：12.5万円/kWh、事業用：11.9万円/kWh（いずれも工事費込み・税抜き）となるよう努めること。 ※①の設備を導入する場合のみ対象となります。
③	E M S（エネマネ）	※①の設備を導入する場合のみ対象となります。
④	ソーラーカーポート	・ FIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。 ・ 30%以上を自家消費すること。事業者は、自家消費する電力を含めて50%以上を県内の需要家が消費すること。
⑤	電気自動車（EV）・ プラグインハイブリッド 自動車（PHEV）	以下のいずれかを満たすこと。 ・ ①の付帯設備であり、原則再エネ発電設備と接続して充電を行うこと。 ・ 車両の走行による想定年間消費電力量をまかなえる、再エネ発電設備との接続、または再エネ電力証書、または再エネ電力メニューからの調達を行うこと。
⑥	充電設備 (EVコンセント)・ 充放電設備（V2H）	以下のいずれかを満たすこと。 ・ ①⑤の付帯設備であり、原則再エネ発電設備から電力供給を行うこと。 ・ ⑤の付帯設備であり、車両の走行による想定年間消費電力量をまかなえる、再エネ発電設備との接続、または再エネ電力証書、または再エネ電力メニューから電力調達を行うこと。
⑦	高効率空調設備（エアコン） ※買い替えのみ	従来の機器等に対して30%以上 省CO2効果が得られるもの。 ※約20年前の機器と交換した場合が対象となります。
⑧	高効率給湯器	従来の機器等に対して30%以上 省CO2効果が得られるもの。

【共通要件】

- (1) 市民又は市内の事業者であること。
- (2) 同一世帯内（自らを含む。）に、同一設備の補助金の交付を受けた者がいないこと。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 東松島市暴力団排除条例（平成24年東松島市条例第44号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 補助対象設備は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める法定

交付に係る要件、申請方法、申請様式等は市ホームページをご覧ください

【お問合せ先】

東松島市役所復興政策部 SDGs・脱炭素社会推進課

所在地：〒981-0503 東松島市矢本字上河戸36番地1

TEL：(0225) 82-1111 FAX：(0225) 82-1124（内線1473、1476）

